

平成23年7月20日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(内)第121号, 同第450号不当利得返還請求控訴事件, 同附
帯控訴事件 (原審・福岡地方裁判所平成22年(ワ)第1747号)

口頭弁論終結の日・平成23年6月9日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控訴人兼附帯被控訴人 プロミス株式会社
(以下「控訴人」という。)

代表者代表取締役 久 保 健
訴訟代理人弁護士 濱 崎 淳 子

被控訴人兼附帯控訴人 [REDACTED]
(以下「被控訴人」という。)

訴訟代理人弁護士 岩 田 務
主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 (1) 被控訴人の附帯控訴に基づき, 原判決を次のとおり変更する。
(2) 控訴人は, 被控訴人に対し, 金202万4797円及び
内金165万5724円に対する平成21年7月2日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用(控訴費用, 附帯控訴費用を含む。)は第1, 2審
とも控訴人の負担とする。
- 4 この判決は, 2項(2)に限り, 仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 本件控訴及び附帯控訴の趣旨等

1 控訴人

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の上記取消しに係る請求部分を棄却する。
- (3) 被控訴人の附帯控訴を棄却する。
- (4) 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要等（略称等は原判決に従う。）

1 事案の概要

本件は、貸金業者である控訴人との間で金銭の借入れ及び返済の取引を継続的に行っていた被控訴人が、控訴人に支払った利息制限法所定の制限利率を超える制限超過部分を順次元本に充当して計算すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金165万5724円、平成21年7月1日までの確定利息36万9073円及び過払金元金に対する平成21年7月2日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払を求めた事案である。

原審は、被控訴人の請求を一部認容したので、これを不服として控訴人が控訴した。おって、被控訴人が附帯控訴した。

- 2 本件における前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、「3 当事者の主張」を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」及び「2 争点及び当事者の主張の要旨」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当事者の主張

- (1) 控訴人の主張（控訴理由の要旨）

控訴人が悪意の受益者に該当するか否かは、控訴人において、17条書面及び18条書面としての要件を充足すると合理的に認めら

れる標準書式による書面を交付する業務体制を構築していたことの立証をすれば足りる。17条書面及び18条書面としての要件を充足するか否かは、取引当時の法令解釈を基準に判断すべきであるが、控訴人は、学説及び裁判例の相当数が支持していた解釈に沿った標準書式による書面を用いて本件取引を行っていたから、みなし弁済が成立するとの認識を有していたし、そのような認識をしてもやむを得ない「特段の事情」があったと認められる。

仮に「特段の事情」の内容として、被控訴人に対する個々の書面交付の立証が必要であるとしても、被控訴人は控訴人から個々の書面の交付があったこと自体は争っていないし、控訴人の業務体制や控訴人提出のサンプルないし再現書面により個々の書面交付を強く推認できる。

控訴人が、平成18年判決の射程範囲及び拘束力等を把握することができたのは、本件取引が終了した後の平成21年12月ころであった。また、控訴人は、平成18年判決以降、可及的速やかにこれまでの「期限の利益喪失約款」を検討し、平成18年6月30日までに同約款等の変更を実施して顧客への周知を行ったのであり、同判決翌日から悪意の受益者と推定するのは貸金業者に不可能を強いるものである。そして、同約款等の変更後の本件取引に係る返済金の受領は、貸金業法43条1項の「任意性の要件」を充たしている。また、平成18年判決以降も、平成18年判決の判示する「期限の利益を喪失するとの誤解が生じなかったと言えるような特段の事情」が被控訴人に認められ、同項の任意性の要件を充たしていた。

以上のとおり、控訴人には、本件取引につき、平成19年判決の「特段の事情」があったといえる。

仮に平成18年判決以降、控訴人が悪意の受益者であることが推

定されずとしても、悪意が推定されない取引期間に生じた過払金には平成18年判決以降も利息を付すべきではない。

(2) 被控訴人の主張（附帯控訴理由の要旨）

控訴人は、被控訴人に対し、本件取引において、本件基本契約時及び本件更改契約時に「極度借入基本契約書」を、本件借入限度額変更時に「約定変更申込書」を交付し、さらに、すべての貸付け及び弁済時に店頭明細書又はATM明細書を交付していたことの立証はない。また、「返済期間」及び「返済回数」は17条書面の必要的記載事項であるが、極度借入基本契約書やATM明細書にはいずれもこれらの記載がない。確かにリボルビング方式を用いた本件取引では、これらの事項を確定的に記載することは不可能であるが、控訴人が17条書面の交付が困難なこの方式を選択する以上、貸金業法43条1項の適用を求めることは許されない。また、当初の極度借入基本契約書には返済期間や返済回数を一応計算することが可能な程度の記載がされているが、個別貸付け時に交付される書面には上記計算方法の記載はなく、ATM明細書には返済金額の記載もないことから、これらを併せ見ないと上記計算ができないようでは、17条書面とは認めがたい。17条書面といえるためには、個々の貸付け時点での残元利金について、毎月の返済期日に最低返済額及び経過利息を返済する場合の返済期間、返済回数及び各回の返済金額を記載すべきであるが、控訴人が、ATM明細書に次回の返済予定日及び次回の返済金額を記載するようになったのは平成10年6月15日からであり、返済期間及び返済回数を記載するようになったのは平成14年10月1日からであり、控訴人が取引の途中で上記の記載事項の改定をしたからといって、過去に上記記載を欠く書面を交付した瑕疵が遡及して治癒されるわけではないので、結局、

控訴人が本件取引において17条書面を交付したとは認められない。さらに、借換えに際しても、借換えの金額を記載するだけでは足りず、従前の債務残高の内訳を記載する必要があるが、本件取引では、借換え時に極度借入基本契約書にその記載がない。

このように17条書面としての必要的記載事項を欠いた書面を使用してきた控訴人が、合理的根拠に基づいて、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を持つ余地はない。また、上記の必要的記載事項を欠いた書面であっても同項の適用があるとの解釈を示す裁判例が相当数あったことなどの立証もない。

よって、平成19年判決の「特段の事情」は認められず、控訴人の悪意が推定されるというべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 控訴人は、悪意の受益者の該当性を判断するに当たっては、17条書面及び18条書面としての要件を充足すると合理的に認められる標準書式による書面を交付する業務体制を構築していたことの立証で足りる旨主張する。

しかしながら、原判決が説示するとおり、本件取引で発生した過払金との関係で悪意の受益者に該当するか否かが問題となっているのであるから、一般的な業務体制のみの立証で足りるとは解されない。

また、控訴人は、本件取引に係る17条書面及び18条書面の交付について、取引当初の本件基本契約書については、その写しを提出せず、当時のサンプルを提出したのみであり、個別貸付けや返済についても、店頭取引に関しては、当時のサンプルを提出するのみで店頭明細書の写しを提出しない。また、ATM取引に関しては、電子データとして保存されていたものを再現して提出するのみでATM明細書の写しを提出しない。

これらによれば、控訴人が被控訴人に交付したとする書面が17条書面及び18条書面の各要件を充足していたことの立証としては不十分であると言わざるを得ない。

さらに、控訴人は、本件取引で交付していたとする標準書式による書面が当時の法令解釈として、17条書面及び18条書面の要件を満たすとの裁判例等が相当数存在していたことから、控訴人には平成19年判決の「特段の事情」があったと主張する。

しかしながら、従前から、控訴人主張の解釈と違って、各要件を厳格に解する立場も有力であったところ、平成17年判決が出されるに至ったものである。これからすると、控訴人には平成19年判決の「特段の事情」があったとまでは認められず、控訴人は、本件取引に係る過払金につき悪意の受益者であることが推定されるというべきである。

よって、控訴人の主張は採用することができない。

2 以上を前提して本件取引に係る過払金及びその利息を算定すると、原判決別紙1計算書のとおりとなる。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は理由があるから全部認容すべきところ、これと異なる原判決は一部失当である。したがって、控訴人の控訴は理由がないからこれを棄却し、被控訴人の附帯控訴は理由があるから、原判決を変更してこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 廣 田 民 生

裁判官 高 橋 亮 介

裁判官

佐々木 信 俊

これは正本である。

平成23年7月20日

福岡高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 泉

重紀子

